

各 位

熊本市契約監理部長

平成29年度工事請負契約等に係る制度の改正について（お知らせ）

日ごろから熊本市の入札・契約事務にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、熊本市では、平成29年度工事請負契約等に係る制度の改正を下記のとおり
行います。

ついては、下記の改正内容及び実施時期にご留意いただきますよう、よろしくお願
いします。

記

1 改正内容

- ①最低制限価格及び履行確実性評価価格の算定基準の改正
 - ②総合評価方式（簡易型）の評価項目の改正（一部新設）
 - ③熊本市優良工事表彰制度の改正
- ※別紙をご参照ください。

2 実施時期

- ①一般競争入札については、平成29年4月1日以降に公告を行うもの、指名競争入札
については、平成29年4月1日以降に指名を行うものから適用します。
- ②平成29年4月1日以降に公告を行うものから適用します。
- ③平成29年4月1日改正

※①及び②については、平成29年3月末日までに公告又は指名を行ったものにつ
いては、改正前の基準及び評価項目が適用されます。

【詳細は下記の場所に掲載】 平成29年4月4日公開予定

熊本市ホームページ (<http://www.city.kumamoto.jp/>) > 組織から探す > 総
務局 > 契約監理部 > 工事契約課 > 熊本市入札・契約（工事等）ホーム
ページ > 新着情報、入札方式、その他制度

問い合わせ先

- | |
|---|
| ①及び②については
熊本市総務局契約監理部 工事契約課
電話 096-328-2442 |
| ③については
熊本市総務局契約監理部 技術管理課
電話 096-328-2454 |

最低制限価格の算定基準の改正について

建設工事における最低制限価格の算定基準を改正いたします。改正内容については以下のとおりです。

● 対象工事

工事契約課で入札・契約を行う建設工事（予定価格が24億7千万円未満のもの。）

● 改正内容

《 現行 》

【最低制限基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%
＋一般管理費等×55%

【最低制限基準額の上限及び下限】 予定価格の90%～70%



《 改正後 》

【最低制限基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%
＋一般管理費等×55%

【最低制限基準額の上限及び下限】 予定価格の90%～70%

※最低制限基準額は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の千円未満を切り捨てた額によって算出します。

※最低制限価格は、上記の式により算出した最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように市長（上下水道局、交通局、病院局発注分については各事業管理者）が定めます。

● 適用時期

一般競争入札については平成29年4月1日以降に公告を行うもの、指名競争入札については平成29年4月1日以降に指名を行うものから適用します。

平成29年3月末までに公告及び指名を行ったものについては、改正前の基準が適用されます。

◇お問い合わせ◇ 熊本市役所 工事契約課
電話 096-328-2442

履行確実性評価価格の算定基準の改正について

建設工事における履行確実性評価価格の算定基準を改正いたしました。改正内容については以下のとおりです。

● 対象工事

工事契約課で入札・契約を行う建設工事（設計金額が24億7千万円未満のもの。）

● 改正内容

《 現行 》

【履行確実性評価基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%

＋一般管理費等×55%

【履行確実性評価基準額の上限及び下限】 予定価格の90%～70%



《 改正後 》

【履行確実性評価基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%

＋一般管理費等×55%

【履行確実性評価基準額の上限及び下限】 予定価格の90%～70%

※履行確実性評価基準額は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の千円未満を切り捨てた額によって算出します。

※履行確実性評価価格は、上記の式により算出した履行確実性評価基準額を基礎として当該額を下回らないように市長（上下水道局、交通局、病院局発注分については各事業管理者）が定めます。

● 適用時期

平成29年4月1日以降に公告を行うものから適用します。

平成29年3月末までに公告を行ったものについては、改正前の基準が適用されます。

◇お問い合わせ◇ 熊本市役所 工事契約課
電話 096-328-2442

平成29年度 総合評価方式の改正について

○ 発注業種の工事成績評定点の平均点について

「発注業種の工事成績評定点の平均点」の取扱いを、次のとおり改正します。

【改正前】

評価内容	評価基準	配点
熊本市発注の工事で過去5か年度に完成した同一業種工事の工事成績評定点の平均点	83点以上	8.0点
	82点	7.0点
	81点	6.0点
	80点	5.0点
	79点	4.0点
	78点	3.0点
	77点	2.0点
	76点	1.0点
	76点未満又は実績なし	0.0点



【改正後】

評価内容	評価基準	配点
熊本市発注の工事で過去5か年度に完成した同一業種工事の工事成績評定点の平均点	83点以上	7.0点
	82点	6.0点
	81点	5.0点
	80点	4.0点
	79点	3.0点
	78点	2.0点
	77点	1.0点
	77点未満又は実績なし	0.0点

○ 熊本地震等に伴う災害時応急活動の実績について【新設】

「熊本地震等に伴う災害時応急活動の実績」の取扱いを、次のとおり定めます。

評価内容	評価基準	配点
平成28年4月に発生した熊本地震及び6月の梅雨前線豪雨に起因する災害時応急活動の実績	活動実績あり	0.5点
	活動実績なし	0.0点

○ 技術職・技能職の育成状況について【新設】

「技術職・技能職の育成状況」の取扱いを、次のとおり定めます。

評価内容	評価基準	配点
①登録基幹技能者の雇用 ②過去1か年度の継続学習制度の単位取得数が、各団体の推奨単位以上である技術者の雇用	①～②のいずれかに該当する	0.5点
	いずれにも該当しない	0.0点

○ 「優良工事表彰の有無」、「優良工事の技術者表彰の有無」について

「優良工事表彰の有無」、「優良工事の技術者表彰の有無」の取扱いを、次のとおり改正します。

優良工事表彰の有無

【改正前】

評価内容	評価基準	配点
熊本市発注工事で過去4か年度に優良工事表彰を受けた実績、又は国若しくは熊本県発注工事で過去2か年度に優良工事表彰を受けた実績	優良工事表彰実績あり	1.0点
	優良工事表彰実績なし	0.0点

【改正後】

評価内容	評価基準	配点
熊本市発注工事で過去5か年度に優良工事表彰を受けた実績、又は国若しくは熊本県発注工事で過去1か年度に優良工事表彰を受けた実績	優良工事表彰実績あり	1.0点
	優良工事表彰実績なし	0.0点

優良工事の技術者表彰の有無

【改正前】

評価内容	評価基準	配点
熊本市発注工事で過去4か年度に優良工事の技術者表彰を受けた実績、又は国若しくは熊本県発注工事で過去2か年度に優良工事の技術者表彰を受けた実績	優良工事の技術者表彰実績あり	1.0点
	優良工事の技術者表彰実績なし	0.0点

【改正後】

評価内容	評価基準	配点
熊本市発注工事で過去5か年度に優良工事の技術者表彰を受けた実績、又は国若しくは熊本県発注工事で過去1か年度に優良工事の技術者表彰を受けた実績	優良工事の技術者表彰実績あり	1.0点
	優良工事の技術者表彰実績なし	0.0点

熊本市優良工事表彰制度の改正について

平成24年度から、本市が発注する建設工事において、優秀な成績を収めた建設業者及び技術者（主任技術者又は監理技術者。以下同じ。）を表彰しておりますが、平成29年4月1日から、以下のとおり改正いたしました。

概要は、以下のとおりです（詳細は、「熊本市優良工事表彰要綱」を参照）。

項目	現 行	改 正 後
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ①本市が発注し、前年度に完成検査が完了したもの。 ②予定価格が250万円を超えるもの。 ③工事成績採点表により評定を行ったもの。 	変更なし。
対象業者	<ul style="list-style-type: none"> ①表彰日時点で、熊本市の有資格者名簿に登録されている者。 ②熊本市内に本店を有する者。 ③共同企業体の場合は、熊本市内に本店を有する建設業者のみを構成員とした共同企業体であること。 	変更なし。
対象技術者	<ul style="list-style-type: none"> ①表彰日時点で、表彰の対象となる工事を施工した建設業者に雇用されている者。 	変更なし。
表彰者数	<ul style="list-style-type: none"> ①業種又はランクごとに1件 ②土木・建築・電気・管・舗装・水道施設・機械器具設置・防水以外は上位3位まで 	<u>対象工事数の3%（小数点以下切り上げ、1に満たない場合は1者）</u>
欠格事項	<ul style="list-style-type: none"> ①本市から指名停止を受けているもの。 ②工事成績評定点が当該業種の平均点未満となる工事を1件でも施工している者。 ③その他表彰をするに不適當な事由があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① ③変更なし。 ② <u>工事成績評定点が、表彰の対象となる業種において6.5点未満の工事があった場合。</u>

【問い合わせ先】 熊本市役所 技術管理課 TEL 096-328-2454（直通）